

## 九州大学独自の奨学金・学生納付金免除制度一覧（学部・学府独自の奨学金及び海外派遣支援を除く）

2022年4月現在

## 【奨学金関係】

区分	No.	名称	開設	趣旨・目的等	申請資格	年間採用人数	給付金額	給付期間	併給の可否
入学前採用奨学金	1	中本博雄賞修学支援奨学金	平成30年度	経済的に困窮し、学業成績が優秀な九州大学の学士課程への入学希望者に対して、入学前に奨学金候補者として採用し、修学支援を目的として入学後から奨学金を給付する。	以下のすべてに該当する者 ・高等学校若しくは中等教育学校を申請年度に卒業見込の者、又は申請年度の前年度に卒業した者 ・申請年度の翌年度4月に九州大学に入学を希望する者 ・学業成績（高等学校等の第1年次から申込時までの全履修科目の評定平均値）が4.3以上の者 ・経済的事情に大学入学後の修学が困難である者 ・日本国籍である者	10名程度	月額3万円（令和5年度以降入学者は月額8万円）及び授業料全額支援	最短修業年限	以下の九大基金による奨学金との併給不可 ・市川節造奨学金 ・修学支援奨学金 ・利章奨学金 ・山川賞
学部生対象の奨学金	2	市川節造奨学金	平成30年度	経済的に極めて困窮し修学に支障が生じている学生に対して、有意義な大学生活を送り、社会に貢献する人材となるよう支援することを目的とする。	○学部1年生で、次のいずれかに該当し、日本国籍を持つ者（共創、文、教、法、経、理、薬、工、芸工、農学部） ・社会的養護を必要とする者、またはそれに準じる者 ・経済的に極めて困窮し、修学に支障が生じている者  ○2年次以上の学部生で、次のすべてに該当し、日本国籍を持つ者（共創、文、教、法、経、理、薬、工、芸工、農学部） ・社会的養護を必要とする者、またはそれに準じる者 ・学業成績が申請時においてGPA2.5以上であること ・留年、または前年度から原級に留まっていないこと	2名以内	保護者がいない者 月額10万円 保護者がいる者 月額5万円	最短修業年限	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・市川節造奨学金 ・利章奨学金  山川賞は併給可
	3	九州大学修学支援奨学金	平成29年度	経済的に困難を抱えた学業成績が優秀な学生の修学を支援する。	授業料免除（2年次以上は前年度後期、1年次は今年度前期）の判定において全額免除を認められた学部学生のうち、本学から本奨学金の対象者として通知があった学部学生	30名程度	月額3万円	1年間	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・市川節造奨学金 ・利章奨学金 ・山川賞
	4	利章奨学金	平成21年度	学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者で、将来、日本を担う学部学生を志し奨学金を給付する。	以下のすべてに該当する者 ・募集年度の4月1日現在で2年次以上の日本人学部学生 ・人間性豊かで志が高く人格的に優れている者 ・学業成績が特に優れている学生でかつ経済的困窮度が高い者	3名程度	月額10万円	最短修業年限	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・市川節造奨学金 ・修学支援奨学金 ・利章奨学金 ・山川賞
	5	九州大学基幹教育奨励賞	平成27年度	1年次に履修した基幹教育科目の成績優秀者に対して表彰し、国内外の学修活動を支援する奨学金を支給する。	学部2年生	50名	年額35万円	1年間	他の奨学金との併給可
	6	山川賞	平成24年度	山川健次郎初代総長の名を冠した賞であり、九州大学教育憲章が指向する人間性、社会性、国際性、専門性について優れた志を持ち、学業に優れ、将来、社会の様々な分野で指導的な役割を果たし広く世界で活躍することを目指す九州大学の学部学生を選考し、次代を担う若者を育てることとする。	2年次・3年次の学部学生	10名程度	年額100万円	最短修業年限	以下の九大基金の奨学金との併給不可 ・中本博雄賞修学支援奨学金 ・修学支援奨学金 ・利章奨学金  市川節造奨学金との併給可
	7	九州大学大学院研究テーマ型（環境保全）奨学金	令和2年度	環境保全を研究テーマとし、経済的に困窮している本学大学院修士課程・専門職学位課程・一貫制博士課程（修士課程等）の1年次への入学希望者に対して、入学前に奨学金候補者として採用し、修学支援を目的として入学後から奨学金を給付する。	以下のすべてに該当する者 ・環境保全を研究テーマとする者 ・本学の学士課程を卒業見込の者 ・申請年度の翌年度の4月に本学の修士課程等の1年次に入学を希望する者	2名程度	年額50万円	修業年限（最大2年間）	他の奨学金との併給可
8	九州大学大学院研究力強化奨学金	平成31年度	本学の博士後期課程に進学を希望して修士課程に在籍する者で、優れた研究能力を有し、日本学術振興会特別研究員DC1に申請する学生、又は博士後期課程1・2年次に在籍する者で、DC2の第一次採用内定者及び第二次採用内定者となった学生を支援するため奨学金を支給する。	修士課程2年次等（学振DC1申請者）100名以内 博士後期課程1・2年次（学振DC2採用内定者）実人数		年額25万円	1年間	他の奨学金との併給可	

## 【免除関係】

区分	No.	名称	趣旨・目的等	申請資格	免除額	他の制度との併願
日本人学部生	9	高等教育の修学支援制度（新制度）による入学料・授業料免除	・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生（外国人留学生を除く）を対象に日本学生支援機構の給付奨学金と入学料・授業料免除により支援する。 ・日本学生支援機構が判定した給付奨学金の支援区分に応じて、入学料・授業料の減免を行う。 ・家計急変により給付奨学金に採用された場合は、随時、入学料・授業料免除を行う。	・日本人学部生（外国籍の場合は永住者等が対象）であり、高卒2年以内で入学し、給付奨学金の家計・学力基準に該当する者	・入学料（282,000円）、各学期の授業料（267,900円）の全額、2/3額、1/3額	独自制度と併願した場合 令和元年度以前入学者：新制度が独自制度より不利益になる場合は、独自制度の免除額を適用。 令和2年度以降入学者：新制度が不採用の場合のみ独自制度の結果を適用。
全学生	10	入学料免除（独自制度）	・経済的理由により入学料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる大学院入学者を主に対象とし、また、特別な事情があると認められた学部入学者を対象として、申請に基づき選考の上、入学料を免除する。	○入学前1年以内において、学費負担者が死亡又は入学者若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた学部入学者 ○大学院入学者で次のいずれかに該当する者 ・経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ・入学前1年以内において、学費負担者が死亡又は入学者若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた者	・入学料（282,000円）の全額又は半額	
	11	入学料徴収猶予（独自制度）	経済的理由により、入学手続き時の入学料納付が困難な者を対象とし、申請に基づき選考の上、入学学期の末日まで入学料の徴収を猶予する。	・経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ・入学前1年以内において、学費負担者が死亡又は入学者若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた者	入学料の徴収を猶予（納付期限の延期）	
	12	授業料免除（独自制度）	・経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生を主に対象とし、申請に基づき選考の上、その学期（前期又は後期）の授業料を免除する。	・経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者 ・授業料の納期前6ヵ月（新入生は入学前1年）以内において、学生の学費負担者が死亡又は学生若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けた者	・各学期の授業料（267,900円、法科大学院402,000円）の全額、半額、1/4額	
	13	緊急授業料免除	・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生を対象に、申請に基づき選考の上、その学期（前期又は後期）の授業料を免除する。	家計維持者（留学生は本人）の令和4年所得が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年から令和3年のいずれか1年）の所得より減少する見込み、又は家計維持者がコロナ対策の公的支援を受給している学部生・大学院生	・各学期の授業料（267,900円、法科大学院402,000円）の全額、半額、1/4額	独自制度と併願し、緊急免除の申請要件を満たす場合は、緊急免除を優先